

うつくしま ふくしま 土地改良だより

No.517

平成24年5月



福島市郊外より吾妻山（右奥）を望む

目次

第54回通常総会開催	2	農地・水保全管理支払交付金	14
新役員紹介	5	金沢調整池・東部森林公園	
第53回土地改良功労者・優良団体等の表彰式	5	「さくらと水辺の回廊」ウォーキング	15
第53回全国土地改良功労者表彰式開催	7	水土里情報システムの活用方法について	16
土地改良長期計画について	8	平成24年 春の叙勲	18
平成24年度 農林水産関係予算の骨子	9	平成24年 各種功労者知事表彰	18
福島復興再生特別措置法について	10	組織図	19
原子力事故による被災土地改良区の損害賠償について	12		

活力ある農業・農村づくりを
お手伝いします



水土里ネット福島

第54回通常総会開催

水土里ネット福島の第54回通常総会は、去る3月22日(休)に福島市「ベル・カーサ」で開催され、第53回土地改良功労者・団体等表彰式の後、下記議案の審議が行われ、満場一致で可決承認されました。

今回、総会開催前に「黙祷」及び「3.11ふくしま復興の誓い 2012ふくしま宣言」が朗読、唱和された。

「3.11ふくしま復興の誓い 2012ふくしま宣言、
・私たちは必ず、美しいふるさとふくしまを取り戻します。
・私たちは必ず、活力と笑顔あふれるふくしまを築いていきます。
・そして私たちは、このふくしま復興の姿を世界へ、
未来へと伝えます。」

第54回通常総会提出議案

- 議案第1号 定款の一部改正について
- 議案第2号 平成22年度事業報告・財産目録及び収支決算の承認について
- 議案第3号 平成23年度事業実施状況及び一般会計・特別会計中間監査の結果報告の承認について
- 議案第4号 平成23年度事業変更計画及び一般会計・特別会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 議案第5号 平成24年度賦課基準及び徴収方法について
- 議案第6号 平成24年度役員報酬について
- 議案第7号 平成24年度事業計画及び収支予算について
- 議案第8号 役員候補の補欠選任について



議長の富岡町土地改良区
猪狩利衛理事長



挨拶を述べる若松昭雄会長



会長あいさつ

今日は、第54回通常総会を開催いたしましたところ、会員の皆様には、ご多忙にもかかわらず多数のご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、福島県知事様はじめ、ご来賓の皆様には、年度末の大変ご多忙の中、ご臨席を賜り厚く御礼を申し上げます。

日頃、皆様方には、本会の運営はもとより、本県の農業農村の振興発展のため多大な御尽力をいただいておりますことに対し、あらためて深く感謝を申し上げます。

また、本日の総会におきまして、表彰を受けられます皆様には、これまでの永年にわたる土地改良事業への多大なる御功績と御労苦に対しまして、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、昨年3月の東日本大震災発生から早いもので一年余りが経過し、それぞれの被災地域で復旧・復興に向けた取り組みがなされております。

また、原子力発電所事故による放射能汚染が拡散した地域における農地等の除染については今後、除染技術、作業方法が確立されることになると思われますが、いずれにいたしましても、国を挙げての早期復興が急務であります。

言うまでもなく、農業・農村は国の大本であり、農業・農村が健全であって初めて日本の豊かな自然環境も、維持されるものであります。

しかしながら、本県の農業・農村は被災地域の復旧・復興はもとより、過疎化、高齢化、担い手不足などの課題が山積しております。

特に農業水利施設の老朽化は、更なる農村地域の災害の増加をもたらすものではないかと危惧するところでもあります。

また、我が国の農業を再生するためには、ほ場の大区画化や汎用化等に直結する農地整備を緊急かつ加速的に展開することが不可欠であり、その為の十分な予算の確保が前提となります。

しかしながら、平成24年度の農業農村整備関係予算は、大幅に削減された22年度当初予算の水準で推移していることから、本会といたしましては、会員の皆様との強い結束力による行動をこれまで以上に展開し、農業農村整備事業の重要性並びに必要性を強く訴え、関係予算の復活に傾注して参る所存でありますので、今後とも、会員皆様方の格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

ところで、来年度より本格的に運用が開始されます水土里情報システムにつきましては、この度の災害関連において、様々な地図情報の利活用が図られ、各種災害業務の推進に大きな成果をもたらしました。

今後も、本システムを広く農業関係団体が活用することにより、各般に亘る農業施策が推進され、これからの農業・農村の振興発展に大きく寄与するものと確信しております。

本会といたしましても、これまで以上に国、県、市町村、土地改良区並びに農業関係団体との連携のもと、地域農業の振興・発展はもとより、農業農村整備事業の更なる推進に向けて、一層努力して参る所存であります。

なお、近年の農業農村整備事業を取り巻く環境の変化に伴い、本会の経営環境も大変厳しい状況にありますことから、引き続き、更なる経費の節減と効率的な業務の執行に努めながら、経営基盤の安定に取り組んで参る考えでありますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今日は平成24年度の事業計画及び収支予算など、8件の重要な議案を提出しておりますので、慎重なるご審議のうえ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に「決議」の朗読があり、満場一致で採択された。

決 議

農業・農村は、国の大本であり、日本の豊かな国土や自然環境も、農業・農村が健全であって初めて維持されるものである。このため先人達は、農業・農村が健全に発展していくために農地や農業用水などの維持保全に向け、献身的な努力を続けてきた。

しかし、昨年の中日本大震災とそれに続く原子力発電所事故による放射能汚染の拡散により、これらの地域の農業・農村に大きな爪痕を残し、今もなお作付けを断念せざるを得ない地域がある。そのため、被災地域では、一刻も早い復旧、復興に向け、国の力強い支援を強く望んでいる。

また、農業・農村においても、過疎化、高齢化、担い手不足に加え、地域活力の低下などの課題が山積みしている。特に、農業水利施設の老朽化は、食料自給率の向上に支障を来すばかりでなく、更なる農村地域の災害の誘発等の増加が懸念される。

本県農業が今後とも持続的に発展し、国民への食料安定供給を通じて我が国の食料自給率の向上等に貢献していくためには、水田の汎用化と農業水利施設の整備を継続的かつ安定的に実施するとともに、国土保全や水源かん養など多面的な機能を有する農村地域の活性化を図り、持続可能な農村環境を構築していくことが必要不可欠である。

このため、現下の農業農村の現状を踏まえ、今後の更なる窮状が進展しないよう下記事項について総会の名において決議する。

記

- 1、東日本大震災の被災地域について、更なる救済措置に取り組むとともに、農地及び農業水利施設の早期復旧等、被災地域の復興を強力に推進すること
- 1、農業生産の基盤である農地については、食料供給力の強化と農業の体質強化を図るため、大区画化・汎用化等の推進、更には農地の災害を未然に防止する排水対策など、きめ細かな農地の整備も含め、各種の対策を推進すること
- 1、食と農業・農村の再生に向け、農業水利施設における老朽化に対応した更新や、施設の耐震化などの防災・減災対策を推進すること
- 1、我が国の食料安全保障の観点から、着実に自給率を向上させるため、耕作放棄地再生も含め、農地を有効に活用するための総合的な対策を講ずること
- 1、意欲あるすべての農業者が将来に渡って農業を継続し、経営発展に取り組むことができるような農業施策を充実すると共に、TPP交渉により日本の食の安全・安心を担い、多面的機能を発揮している農業・農村に悪影響を及ぼすことは断固行わないこと
- 1、これらの政策推進のために必要な農業農村整備関係の予算を確保するとともに、所要の地方財政措置を講ずること

平成24年3月22日

福島県土地改良事業団体連合会
第54回通常総会

新役員紹介

第54回通常総会において、理事、監事各1名が選任されました。



理事
大宅宗吉
(南会津町長)



監事
前後公
(猪苗代町長)

第53回土地改良功労者・優良団体等の表彰式

第54回通常総会において、永年、土地改良事業に功績があった土地改良功労者23名、特別功労団体1団体、永年勤続職員8名に対し、若松昭雄会長より、表彰状授与及び記念品の贈呈が行われた。



表彰を受ける駒形土地改良区 鈴木源江理事長

1. 土地改良功労者

(1) 役員

伊達西根堰土地改良区総括監事
東根堰土地改良区総括監事
岩代町土地改良区理事長
郡山市東部土地改良区副理事長
郡山市河内土地改良区会計担当理事
白河市土地改良区理事
駒形土地改良区理事長
山都町土地改良区副理事長
伊南土地改良区理事
そうま土地改良区理事
広野町土地改良区理事

鹿股文治氏
村上真氏
大内正男氏
穴戸捨夫氏
柳田勝氏
斎藤公輝氏
鈴木源江氏
平野茂夫氏
平野孝幸氏
木口仁氏
芳賀吉幸氏

(2) 職員

東根堰土地改良区主幹	佐藤正子氏
母畑地区土地改良区工務課長	菊地繁夫氏
安積疏水土地改良区	
総務グループ参事兼総務グループリーダー	橋本一也氏
安積疏水土地改良区	
総務担当副主幹兼財政グループリーダー	伊藤一美氏
会津宮川土地改良区事業課長	関野俊威氏
会津東部土地改良区事務局長	三城伸次氏
阿賀川土地改良区事務局長	赤崎政司氏
下郷町土地改良区職員	佐藤源夫氏
下郷町土地改良区職員	室井久明氏
鹿島町土地改良区事務局長	藤澤正美氏
南相馬土地改良区参事補佐	川崎のり子氏
磐城小川江筋土地改良区事務局次長	小山田美保子氏

2. 特別功労団体

好間堰土地改良区

3. 永年勤続職員 (20年)

総務企画部総務課主事	橋本美恵子氏
総務企画部企画指導課主事	北原由香氏
農村振興部農村整備課課長補佐	松田秀樹氏
農村振興部農村整備課係長	岩城彰朗氏
農村振興部農村整備課主事	尾形和子氏
農村振興部環境整備課主事	阿部由紀子氏
農村振興部農地・水対策室主事	立野浩子氏
農村振興部換地課主事	吉永典子氏



第53回全国土地改良功労者表彰式開催

去る3月27日(火)、全国水土里ネット総会後の午後3時から、シェーンバッハ・サポー（東京都千代田区平河町）において、「第53回全国土地改良功労者表彰」が開催され、全国から土地改良区・市町村等の受章者並びに各水土里ネットの会員多数が出席し開催された。

開会にあたり、野中会長から長年農業農村の発展に尽力し、貢献してきた労苦に対し御礼の言葉をいただき、表彰式が行われ、本県からは2団体、個人6名の方々が表彰された。

●● 土地改良功労者表彰 ●●

■ 団体表彰

【金賞】 会津東部土地改良区

【銀賞】 柳津町土地改良区

■ 個人表彰

【役員】 大玉土地改良区理事長

南相馬土地改良区副理事長

【職員】 山都町土地改良区事務局長

会津北部土地改良区事務局長

元会津北部土地改良区賦課徴収主任

小川町土地改良区事務局長



野中全土連会長

官野 傳 氏

山田 一馬 氏

遠藤 敏雄 氏

高笠 喜市 氏

飯野 キサ子 氏

柳内 喜久子 氏



会津東部土地改良区 二瓶和馬理事長



柳津町土地改良区 増井俊弘理事長



南相馬土地改良区
山田一馬副理事長

大玉土地改良区
官野傳理事長



柳内事務局長、高笠事務局長、遠藤事務局長

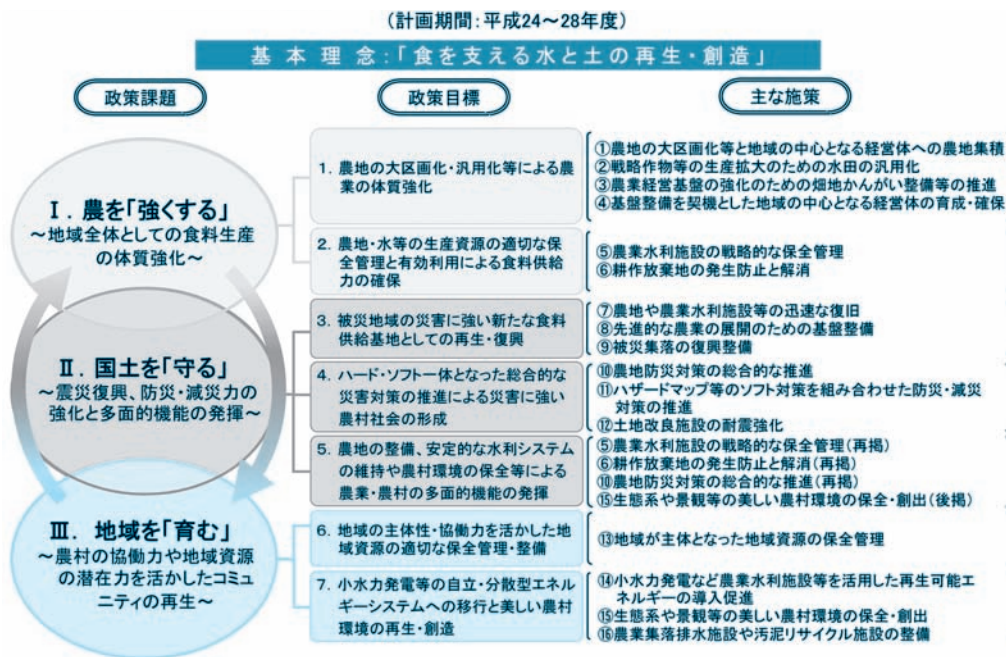
土地改良長期計画について

平成24年3月30日(金)、新たな「土地改良長期計画」が閣議決定された。

「土地改良長期計画」は、「土地改良法第4条の2」の規定に基づき、5年を一期として策定しているが、今回の新たな計画は、農業の体質強化や震災復興などの課題に対応するため、現行の計画を1年前倒しで見直し、策定された。

今後、5年間に実施する土地改良事業は、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、3つの政策課題に取り組んでいくものである。

○ 新たな土地改良長期計画の概要



○ 新たな土地改良長期計画の総括表

政策課題	政策目標	成果指標	事業量
農を「強くする」 地域全体としての食料生産の体質強化	1. 農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化	【重点指標①】 ○基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率 約8割以上(H28) ○基盤整備実施地区における大区画化率の割合 約7割以上(H28) ○基盤整備実施地区における耕地利用率 108%以上(H28) ○基盤整備実施地区における農・大互の作付率 17%以上(H28) ○基盤整備実施地区における新たな農業生産法人等の設立 約300法人(H24～H28) ○基盤整備実施地区における6次産業化に取り組む地区の割合 約5割以上(H28)	■農地集積と水田の汎用化を加速化するための農地整備 ○整備済み水田の畦畔除去等による区画拡大も含めた大区画化の整備 約20万ha ○畑地の農業用排水施設の整備 約1.6万ha ○区画整理や土層・土壌改良等の畑地の整備 約2.1万ha ○区画整理や畦畔除去等の整備による水田の汎用化 約16万ha -このうち整備済み水田における畦畔除去と排水の整備 約10万ha -このうち地下水水位制御システムの導入 約1.0万ha
	2. 農地・水等の生産資源の適切な安全管理と有効利用による食料供給力の確保	【重点指標②】 ○基幹水利施設の機能診断済みの割合(再建設費ベース) 約4割(H22)～約7割(H28) ○国営造成施設の機能保全計画の策定率(再建設費ベース) 約4割(H22)～約9割(H28) ○戦略的安全管理による国営造成施設の更新等整備費用の低減率 約3割減(H23年度比) ○農地・農業用水の保全・整備による優良農地の維持 約360万ha(H28)	○機能診断を実施する施設 水路約1.3万km、機場等約1,400箇所 ○機能保全計画を策定する国営造成施設 水路約6,000km、機場等約400箇所 ○協定に基づく地域共同の取組による農地・農業用水等の保全 約200万ha ○耕作放棄地の解消 約4万ha
国土を「守る」 震災復興、防災・減災力と多面的機能の発揮	3. 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興	【重点指標③】 ○震災の被災地域における農業再開が可能となる農地の面積 約1.9万ha	
	4. ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成	【重点指標④】 ○老朽化したため池の整備や排水機等の改修等による農地における排水被害等の災害のおよぼす軽減 ○ハザードマップの整備等のため池の防災対策により、災害リスクが軽減される農業集落戸数 約10万戸(H22)～約29万戸(H28) ○国営造成施設における重要構造物の耐震設計・耐震の実施率 約2割(H23)～約6割(H28)	○各種防災事業の実施 約2,600地区 ○ハザードマップの作成等の防災対策を実施するため池敷 約2,300箇所 ○国営造成施設における耐震設計・耐震を行う重要構造物 約130箇所
地域を「育む」 農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生	6. 地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な安全管理・整備	【重点指標⑤】 ○非農家等の多様な主体の参加による地域共同活動への参加者数 区々約1,000万人・団体以上(H24～H28) ○地域共同活動による農地・農業用水等の安全管理の取組面積に占める、長寿命化等の高度な活動の取組面積の割合 約3割(H28) ○地域共同活動による農地・農業用水等の安全管理を広域的に実施する体制が整備されている地域 約1,300地域	○協定に基づく地域共同活動による適切な安全管理(取組面積(農地面積)) 約200万ha ○広域の実施体制の下での農地・農業用水等の地域資源の総合的な管理の取組(農地面積、資源量(水路、農道)の延長) 農地面積約40万ha、水路8.0万km、農道4.6万km
	7. 小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造	【重点指標⑥】 ○小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域 約1,000地域 ○基盤整備において農村環境の創造に着手済みの地域 約1,700地域(H22)～約2,200地域(H28) -このうち生態系のネットワークの健全に取り組み地域 約900地域(H22)～約1,300地域(H28) -このうち良好な景観の保全・創出に取り組む地域 約90地域(H22)～約130地域(H28) ○農業集落排水汚泥のリサイクル率 64%(H22)～約70%(H28) ○農業集落排水処理人口普及率 69%(H21)～76%(H28)	○基盤整備における農村環境の再生・創造に向けた整備 約730箇所 -このうち生態系のネットワークの健全の推進 約520箇所 -このうち農村地域における良好な景観の保全・創出 約50箇所 ○農業集落排水汚泥のリサイクルを新たに実施 約370地区 ○農業集落排水施設の整備 約600地区

※6. 農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮については、2の基幹水利施設の長寿命化、4の防災・減災対策の推進、7の美しい農村環境の保全・創出等により対応。

平成24年度 農林水産関係予算の骨子

1. 総括表

(単位：億円)

区 分	23年度 予算額	24年度予算額			(23年度4次補正追加額)	
		通 常 分 (A)	復旧・復興 対策分 (B)	合 計 (C) = (A) + (B)	4次補正 (D)	(C) + (D)
農林水産予算総額 (対前年度比)	22,712 -	21,727 95.7%	1,557 -	23,284 102.5%	1,630 -	24,914 109.7%
1. 公共事業費 (対前年度比)	5,194 -	4,896 94.3%	777 -	5,673 109.2%	0 -	5,673 109.2%
一般公共事業費 (対前年度比)	5,002 -	4,703 94.0%	623 -	5,327 106.5%	0 -	5,327 106.5%
災害復旧等事業費 (対前年度比)	193 -	193 100.0%	154 -	346 179.8%	0 -	346 179.8%
2. 非公共事業費 (対前年度比)	17,517 -	16,831 96.1%	780 -	17,611 100.5%	1,630 -	19,241 109.8%

2. 公共事業費一覧

(単位：億円)

区 分	23年度予算額	24年度予算額		
		通 常 分 (A)	復旧・復興対策分 (B)	合 計 (C) = (A) + (B)
農業農村整備 (対前年度比)	2,129	2,129 100.0%	255 -	2,385 112.0%
林 野 公 共 (対前年度比)	1,790	1,748 97.6%	113 -	1,861 103.9%
治 山 (対前年度比)	608	575 94.5%	44 -	618 101.6%
森 林 整 備 (対前年度比)	1,182	1,173 99.3%	69 -	1,242 105.1%
水産基盤整備 (対前年度比)	724	690 95.4%	250 -	940 129.9%
海 岸 (対前年度比)	41	39 96.2%	0 -	39 96.2%
農山漁村地域整備交付金 (対前年度比)	318	96 30.3%	6 -	102 32.1%
一般公共事業費計 (対前年度比)	5,002	4,703 94.0%	623 -	5,327 106.5%
災 害 復 旧 等 (対前年度比)	193	193 100.0%	154 -	346 179.8%
公 共 事 業 費 計 (対前年度比)	5,194	4,896 94.3%	777 -	5,673 109.2%

- (注) 1. 通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。
2. 金額は関係ベース。
3. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
4. 計数は、四捨五入のため、端数においては合計とは一致しないものがある。
5. 復旧・復興対策は、一部を除き復興庁に計上。
6. 上記のほか、地域自主戦略交付金、沖縄振興一括交付金及び地域再生基盤強化交付金を内閣府に、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。
7. 地域自主戦略交付金及び沖縄振興一括交付金（総額203億円）を内閣府に拠出。

農業農村整備対策予算の概要

(単位：億円)

	平成23年度当初予算	平成24年度当初予算	対前年度比
農業農村整備事業	2,129	2,129	100%
農地・水保全管理支払交付金 (向上活動支援交付金(長寿命化対策))	47	62	130%
農業体質強化基盤整備促進事業 (H23は戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業)	220	220	100%
復興枠	—	280	皆増
計	2,397	2,691	112%

	平成23年度当初予算	平成24年度当初予算	対前年度比
農山漁村地域整備交付金	318	(299) 96	(94%) 30%

※復興枠は、農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金、農地・水保全管理支払交付金(復旧活動支援交付金)及び農業体質強化基盤整備促進事業の予算額(復興庁計上分を含む)。

※農山漁村地域整備交付金において、上段()書きは、地域自主戦略交付金及び沖縄振興一括交付金への拠出額を含む金額である。

※上記のほか、地域自主戦略交付金、沖縄振興一括交付金及び地域再生基盤強化交付金を内閣府に計上。

※計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

福島復興再生特別措置法について

福島復興再生特別措置法が平成24年3月30日(金)に成立、翌3月31日(土)施行された。

本法は、原発事故で被害を受けた福島県の復興・再生を推進するための法律。

福島復興再生特別措置法の概要

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- ・基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島県地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島県の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など
- ・国の責務として、原子力災害からの福島県の復興・再生に関する施策を総合的に策定し継続的、迅速に実施

福島復興再生基本方針(閣議決定)

- ・原子力災害からの福島県の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
方針に定められる事項：福島県の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等
- ・福島復興再生基本方針の変更についての福島県知事の提案

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」(県の申出により国が決定)
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進するための計画
計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備、将来的な住民の帰還を目指す区域の避難指示の解除後の準備のための取組等
 - ・国による公共施設の工事の代行等(土地改良、漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、河川、急傾斜地崩壊防止)
 - ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例(避難対象区域内に所在していた事業者について)
 - ①事業用設備等の特別償却等(解除の日から5年間の即時償却等)
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除(確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%)
(注)地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・被ばく放射線量の推計や子どもへの甲状腺がん検診などの健康管理調査の実施に関する必要な措置、健康増進等を図るための施策の支援のための財政上その他の措置
- ・農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、除染等の措置等の迅速な実施等、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
- ・放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進
- ・教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策 など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」(県が作成し国が認定)
基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興・再生の推進を図るための計画
計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項
 - ▶ 規制や手続等の特例(福島特例通訳案内士、地域ブランド(商標、品種)の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等)
 - ・新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出
- ・復興特区法の課税の特例(*)を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等(復興特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象)
(*)事業用設備等の特別償却等(即時償却の適用期間は2年延長)、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- ・農林水産業の復興・再生(消費拡大、生産基盤整備、加工・流通合理化、地域資源活用等支援)、中小企業の復興・再生(資金確保、人材育成、研究開発促進等支援)、職業の安定(職業指導、職業紹介、職業訓練等)、観光の振興(旅客来訪促進、観光地の魅力増進、国内外での宣伝、国際交流推進等支援)など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」(県が作成し国が認定)
基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画
計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容
 - ▶ (独)中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進(先端的研究開発推進、成果の活用等支援)、企業立地の促進(立地促進、人材育成・確保等支援)など

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・避難指示区域から避難している者及び避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、生活の安定を図るための措置
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・復興大臣による適切かつ迅速な勧告

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他(見直しの検討)

- ・施行後3年以内に、福島の復興・再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、法律の規定について検討

(参考) 主な福島復興・再生関連予算について

【平成24年度当初予算】

除染や放射線・健康不安の解消など〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕

- 福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】(復興庁) 42億円
- 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(環境省) 3,721億円 など

産業の復興、公共事業など〔事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される〕

- 東日本大震災復興交付金(復興庁) 1兆8,479億円(23年度3次補正含む)
- 公共事業等(復興庁への一括計上分) 4,881億円 など

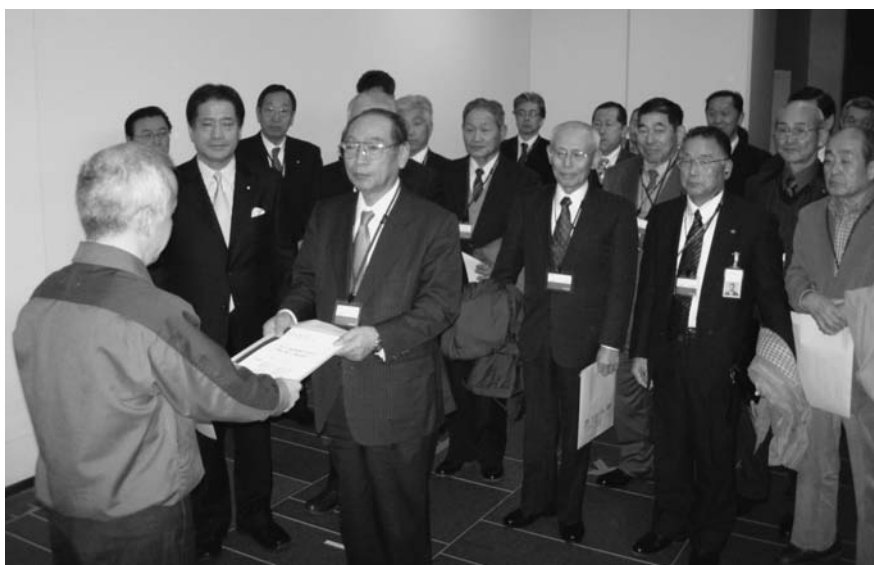
原子力事故による 被災土地改良区の損害賠償について

昨年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を端緒とする、東京電力福島第一原子力発電所事故に対し、これまで本県浜通りの8土地改良区が損害賠償本請求を第1回（H23.3～8月分）、第2回（H23.9～11月分）と請求を進めてきた。

しかし、損害賠償仮払い金が昨年8月末に8土地改良区へ支払われた後は、東京電力(株)側の確認作業の遅れにより本請求の支払いが滞ったため、去る2月15日(水)に東京電力(株)本店へ「原子力損害の迅速なる実施に関する緊急要求」活動を行った。

活動には、8土地改良区の役職員、県土連等30名が東京電力(株)本店を訪れ、東京電力(株)は廣瀬常務をはじめ担当役、社員が対応した。

当日は、廣瀬常務に要求を手渡し後、質疑応答が行われ、賠償できるものから早期に対応するとの回答を得、現在8土地改良区に損害賠償額の一部である逸失利益額（第1回分）が5月7日までに支払われている。



東京電力(株) 廣瀬常務に要求を手渡し

損害賠償請求対象改良区

飯舘村土地改良区
鹿島町土地改良区
南相馬土地改良区
請戸川土地改良区
大熊町土地改良区
富岡町土地改良区
楡葉町土地改良区
広野町土地改良区



東京電力(株)本店 会議室にて

原子力損害の範囲等に関する指針策定を行う、原子力損害賠償紛争審査会から「中間指針」(平成23年8月5日決定)の追補が行われた。

○ 原子力損害の判定等に関する中間指針追補

(自主的避難等に係る損害について)の概要

中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)の概要
(平成23年12月6日 原子力損害賠償紛争審査会)

[基本的考え方]

- 本中間指針追補の対象となる者については、
 - ・ 事故発生当初の十分な情報がない時期は、大量の放射性物質の放出による被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、年齢等問わず一定の合理性が認められる。
 - ・ 事故発生からしばらく経過後は、放射線量等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下であり、少なくとも子供・妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていることから、被ばくへの恐怖・不安を抱くことは、一定の合理性が認められる。
 - ・ 上記恐怖・不安による自主的避難のみならず、自主的避難を行わずに滞在し続けた者にも賠償すべき損害が認められる。
- なお、本中間指針追補の対象以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。

[自主的避難等対象区域]

発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府等から公表された放射線量に関する情報、自主的避難の状況等を総合的に勘案して対象区域(以下の市町村から避難指示等対象区域を除く)を明示。

県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、鎌石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、遠刈町、古殿町、三春町、小野町
相双地域	相馬市、新地町
いわき地域	いわき市

※ 避難指示等対象区域

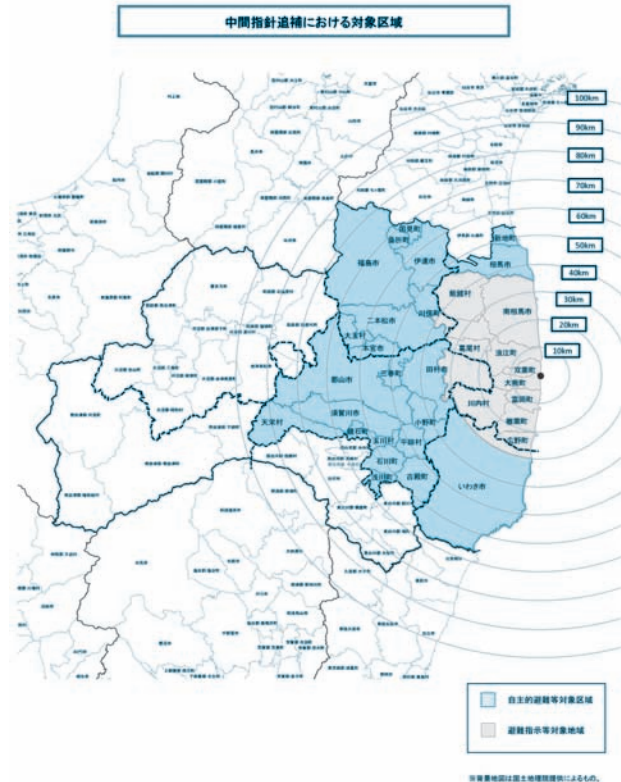
南相馬市、広野町、楢葉町、高浜町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、いわき市の一部、田村市の一部、伊達市の一部及び川俣町の一部

[損害額]

- 自主的避難者及び滞在者の損害について、精神的損害と生活費増等を一括して一定額を算定し、同額とすることが公平かつ合理的。
- 具体的には、事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者の損害額は以下を目安とする。

対象区域内に住居していた子供・妊婦	40万円 (事故発生から本年12月末までの損害)
” 上記以外の者	8万円 (事故発生当初の時期の損害)

※ 避難指示等対象区域内に住居があった者についても、自主的避難者や滞在中に準じて本中間指針追補の対象とし、対象期間に応じた額を損害額とする。



○ 原子力損害の判定等に関する中間指針第二次追補

(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)の概要

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」の概要

(平成24年3月16日原子力損害賠償紛争審査会)

中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関し、今後の検討事項とされていたこと等について、避難区域の見直し等も踏まえ、現時点で可能な範囲で考え方を示す。

1. 避難区域見直し後の避難費用及び精神的損害(区域見直しまでは中間指針を延長)

- (1) 避難を継続する者と移住しようとする者に差を設けない。
- (2) 避難費用は、これまでと同様、原則として必要かつ合理的な範囲の実費。
- (3) 精神的損害額(慰謝料)の目安は次のとおり。
 - ① 避難指示解除準備区域 = 月額一人10万円
 - ② 居住制限区域 = 月額一人10万円、2年分を一括し240万円も可
 - ③ 帰還困難区域 = 一括して一人600万円※
 ※ 避難の長期化等個別具体的な事情により上回る額が認められ得る。
- (4) 解除後に賠償の対象となる期間は、今後の状況を踏まえて判断し、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

2. 旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害

- (1) 事故1年後以降の損害額(慰謝料)は月額一人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、本年8月末までを目安(医療・福祉体制、学校の状況等個別の事情に応じて柔軟に判断)とし、事故1年後以降はどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。
- (3) 既に帰還した者及び滞在者は、個別具体的な事情に応じて賠償対象。

3. 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害

- (1) 1年後以降の損害額(慰謝料)は月額一人10万円。
- (2) 賠償対象となる期間は、解除後3ヶ月を当面の目安とし、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。

4. 不動産の価値の喪失又は減少等について

「中間指針」では、「財物につき、現実に価値を喪失又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な追加費用(修理、除染費用等)は賠償すべき損害と認められる。」としている。

- (1) 「帰還困難区域」の不動産は、価値減少率を100%(全損)と推認。
- (2) 「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の不動産は、避難指示解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認。
- (3) 居住用の建物は再取得価格を考慮するなど合理的に評価。

5. 営業損害・就労不能等に伴う損害

「中間指針」では、「従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日が終期であるが、移転や転業、転職や臨時的就労等の可能性があること等を考慮する。」としている。また、「給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した額」としている。

- (1) 当面は終期を示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断。
- (2) 転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合、その収入は損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

6. 自主的避難等に係る損害

「中間指針第一次追補」では、自主的避難等に係る損害について、平成23年12月末までは、市町村を単位として対象区域内の住民全員に一律の損害を認めている。

本年1月以降、区域の設定は行わず、子供及び妊婦について個別の事例・類型毎に判断。(平均的・一般的な人等を基準としつつ合理性を有しているか否かを基準とする。)

7. 除染等に係る損害

- (1) 除染等に関する特別措置法の運用にかかわらず、必要かつ合理的な除染等に伴い必然的に生じた損害は、財物損壊・営業損害も含めて賠償の対象。
- (2) 住民の放射線被曝の不安等を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償の対象。

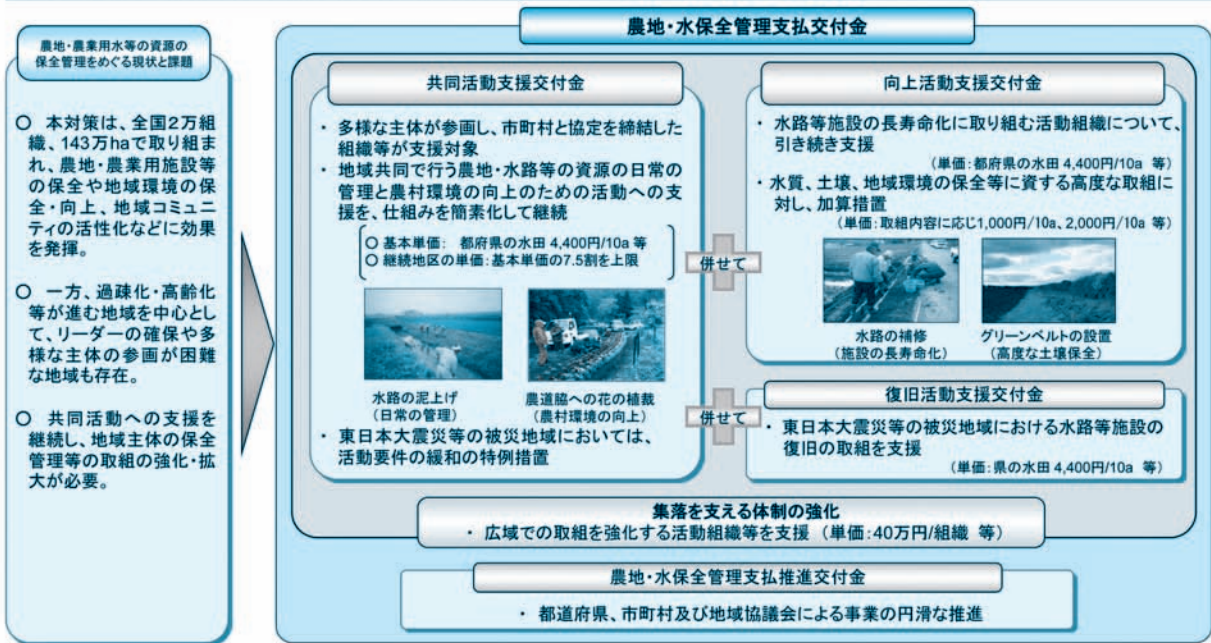
8. 東電の対応

指針に明記されていない損害についても、個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、個別の損害内容に応じて、全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等の合理的かつ柔軟な対応が必要。

農地・水保全管理支払交付金

平成19年度より地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を行ってきた「農地・水・環境保全向上対策」が、二期対策として平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り「農地・水保全管理支払交付金」として、平成28年度までの対策を継続することとなった。

- 共同活動支援については、過疎化・高齢化等の進行を踏まえ、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成24年度～平成28年度までの対策として継続。
- 水路等の長寿命化の取組や高度な農地・水の保全活動に対し、追加的に支援。



1. 農地・水保全管理支払交付金の構成

農地・水保全管理支払交付金は、以下に示す、(1)共同活動支援交付金と(2)向上活動支援交付金から構成されます。

(1) 共同活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 農地、水路等の基礎的な保全管理活動
(水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など)
- ② 農村環境の保全のための活動
(生物多様性保全、景観形成など)



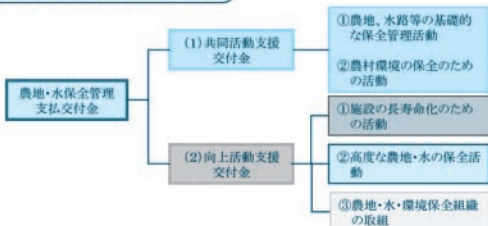
(2) 向上活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 施設の長寿命化のための活動
(農業用排水路等の補修・更新など)
- ② 高度な農地・水の保全活動
(水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組)
- ③ 農地・水・環境保全組織の取組
(組織の設立、地域資源保全プランの策定など)



農地・水保全管理支払交付金の構成



2. 支援の対象となる組織

農地・水保全管理支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す(1)活動組織、または(2)農地・水・環境保全組織のいずれかを設立する必要があります。なお、組織には農業者以外の構成員が参加する必要があります。

(1) 活動組織

集落等の比較的小規模な単位で、個人の農業者に加え、地域住民、自治会、関係団体などの多様な主体が参画する組織です。

活動組織の構成例



(2) 農地・水・環境保全組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体などから構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。

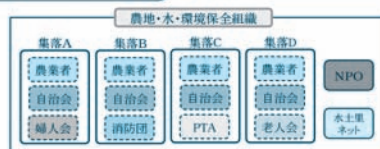
【構成】

対象区域の農地・農業用水等の保全管理活動を行う集落、NPO、地域の関係団体等複数の団体等から構成

【対象区域(面積)】

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)

農地・水・環境保全組織の構成例



金沢調整池・東部森林公園 「さくらと水辺の回廊」ウォーキング

国営郡山東部地区管理体制整備促進協議会主催により、平成24年4月22日(日)に金沢調整池・東部森林公園「さくらと水辺の回廊」ウォーキングが開催された。

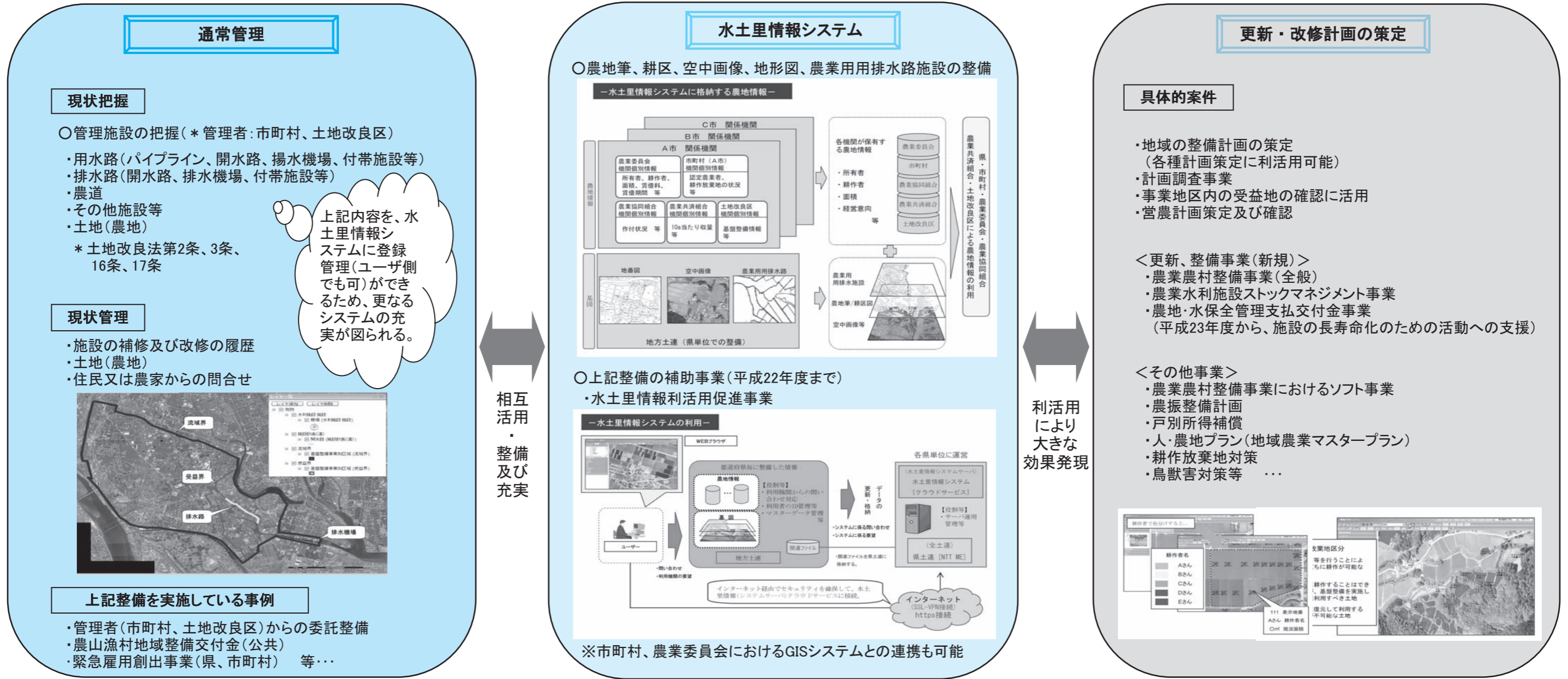
今回、東部森林公園事務所をスタート・ゴールに行われ、市民ら約110人が参加し、施設見学を行いながら金沢調整池の水辺を巡る4kmのコースを楽しんだ。

施設見学では、暮らしに大切な役割を果たしている土地改良施設について理解を深め、ゴール後には、おいしいなめこ汁が参加者全員に振る舞われ、記念に美しい花をつけたサクラの枝が配られた。



水土里情報システムの活用方法について

～システムの利活用による農業農村整備事業等の推進～



★ **水土里情報システムの利活用について**

- ・水土里情報システムの本格実施

実施期間:平成24年4月から
(利用者負担)

★ **利活用に向けての手続き**

- ・利活用契約書の締結(ID、パスワードの付与)
- ・利活用者の権限及び利活用の範囲の確認
- ・利活用経費については、契約書に定める金額にて請求

*利活用料金はユーザー負担。Web対応等ユーザ環境の整備が必要

平成24年 春の叙勲

政府は、平成24年4月29日付け発令の平成24年春の叙勲を発表した。

本会関係者からは土地改良事業功労で亀森一男大信土地改良区理事長が旭日単光章を受章された。



旭日単光章



大信土地改良区理事長

亀 森 一 男 氏

平成24年 各種功労者知事表彰

福島県は、平成24年5月3日付けで各種功労者知事表彰の本年度の受賞者を発表した。

今回、本会の理事である兼子司広戸川沿岸防災溜池土地改良区理事長、斎藤良道白河市土地改良区理事長が受賞された。

地方自治



前天栄村長

広戸川沿岸防災溜池土地改良区理事長

兼 子 司 氏

農 業

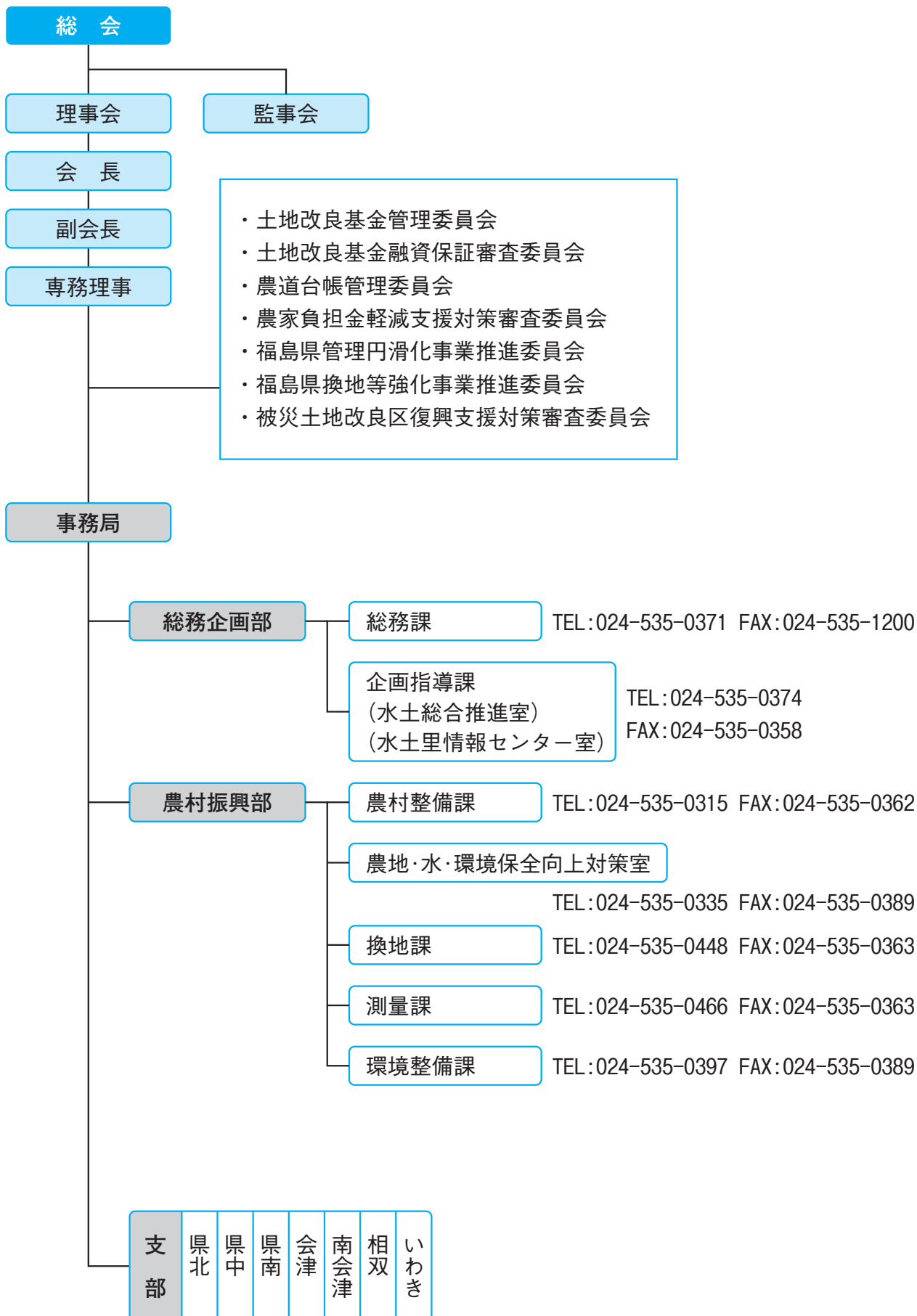


福島県農業共済組合連合会長

白河市土地改良区理事長

斎 藤 良 道 氏

組 織 図





県内の土地改良区ホームページをご紹介します。

- 安積疏水土地改良区 <http://www.asakasosui.jp/>
- 会津北部土地改良区 <http://www.aizuhokubu.or.jp/>
- 会津宮川土地改良区 <http://www.aizumiyakawa.jp/>
- 請戸川土地改良区 <http://www.ukedogawa.jp/>
- 愛谷堰土地改良区 <http://www8.plala.or.jp/aiya/>
- 雄国山麓土地改良区 <http://www.akina.ne.jp/>
- 猪苗代町土地改良区 <http://www8.ocn.ne.jp/~inadokai/>
- 鮫川堰土地改良区 <http://www.geocities.jp/samegawamdr/>
- 矢吹原土地改良区 <http://yabukihara.org/>
- 伊達西根堰土地改良区 <http://sky.geocities.jp/datenishine/>
- 南相馬土地改良区 <http://midorinet-minamisoma.jp/mission2.html>

土地連の登録内容及び有資格者数

土地連の登録内容 (H24.5.14現在)

登録内容	登録年月日・登録番号
ISO9001:2008/JISQ9001:2008 マネジメントシステム登録 	H24.2.16付更新 登録証番号 JQA-QMA13143
建設コンサルタント	H22.12.3付更新 建22第7079号 農業土木部門
一級建築士事務所	H24.4.9付更新 第11(404)1975号
計量証明事業登録	H7.7.3付登録 第環34号
測量業者登録	H22.9.7付登録 登録第(1)-032811号
浄化槽保守点検業者登録	H24.5.14付更新 福島県知事登録第1353号
農業農村整備事業 発注者支援機関認定	H23.4.1付認定 第1107号

各種有資格者数 (H24.5.1現在)

NO	資格名称	資格人数	
測量業者部門	1 測量士	15	
	2 測量士補	24	
建設コンサルタント部門	3 技術士(農業部門)	2	
	4 技術士補(農業部門)	14	
	5 技術士補(環境部門)	1	
	6 R C C M(農業土木)	9	
	7 R C C M(下水道)	2	
	建築コンサルタント部門	8 1級建築士	1
		9 2級建築士	1
計量証明事業部門	10 環境計量士	1	
	11 土地改良換地士	7	
換地部門	12 土地改良補償業務管理者	5	
	集落排水、維持管理部門	13 上級農業集落排水計画設計士	6
		14 農業集落排水計画設計士	1
	各部門関連資格	15 浄化槽技術管理者	18
16 浄化槽管理士		18	
17 コンクリート診断士		1	
18 土地改良専門技術者		5	
19 1級土木施工管理技士		7	
20 2級土木施工管理技士		3	
21 1級建築施工管理技士		1	
22 1級電気工事施工管理技士		1	
23 第二種電気工事士		1	
24 第三種電気主任技術者		2	
25 1級管工事施工管理技士		1	
26 2級管工事施工管理技士		3	
27 浄化槽設備士		7	
28 公害防止管理者		1	

お知らせ：「農家のみなさんへ」の放送内容は、水土里ネット福島のホームページに掲載することとしました。
ホームページアドレス <http://www.midorinet-fukushima.jp> にて、引き続きご愛読くださるようお願い致します。

農業農村整備の調査測量設計・農業集落排水事業・換地業務・確定測量・その他土地改良事業のご相談は



福島県土地改良事業団体連合会

〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地